

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

軽米町長 山本 賢一

市町村名 (市町村コード)	軽米町 ( 501 )	
地域名 (地域内農業集落名)	長倉地区 (長倉)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月15日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢化や農地の受け手の減少が懸念されている。
- ・畑作については基盤整備を行っている農地が多いが、水田については不整形な区画や耕作道が狭いなど耕作条件が悪く、将来的に耕作放棄地になる可能性が高い。
- ・鳥獣被害が多く、営農意欲の減退が危惧されている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

大部分が国営八戸平原総合開発事業区域に含まれ、経営規模が比較的大きい農家が多く、大規模農業経営が期待されている。今後は、畑地かんがいにより、野菜、果樹、小麦、ホップ等の高収益作物の導入と併せて生産管理用機械等の導入を進め、効率的な農業生産に取り組む。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	83 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	77 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構を活用した貸借を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
各種補助事業を活用し、畦畔除去や耕作道の整備など簡易な基盤整備の取組みを進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
<p>当地区には、法人経営体がないため、法人化の取組みを進める。</p> <p>各種補助事業を活用し新規就農者の確保、親元就農者の円滑な経営継承を行うとともに、地域内外の多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成するため、町、県及びJA等関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目ない支援に取り組んでいく。</p>
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

**【選択した上記の取組方針】**

①侵入防止柵の設置等により、ニホンジカやイノシシ等による被害を未然に防止する取組みを進める。

③スマート農業機械の導入により、農作業の機械化、省力化による自立経営農家の確立を図る。